

自然科学研究機構分子科学研究所国際共同研究実施要項

平成16年4月5日
分子科学研究所長決定

(目的)

第1 この要項は、分子科学研究所（岡崎共通研究施設にあっては、分子科学研究所が緊密な関係及び協力を行う研究施設を含む。以下「研究所」という。）と外国の学術研究機関等との間における分子科学に関する国際共同研究（以下「国際共同研究」という。）を実施するために、外国人研究者を研究所に外国人研究員（以下「国際協力研究員」という。）として受け入れ、共同研究の進展を図るとともにセミナー等に参加させることによって国際共同研究の推進に資すること、及び研究所の研究教育職員又は年俸制職員（特任教員）を外国の学術研究機関に派遣することにより相互に国際共同研究の推進に資することを目的とする。

(申請資格)

第2 国際共同研究を申請できる者は、国際協力研究員の受入れを希望する研究所の研究教育職員又は年俸制職員（特任教員）（以下「受入担当職員」という。）とする。

(申請)

第3 国際共同研究を申請しようとする者は、別に定める国際共同研究計画調書を作成し、毎年2月末日までに翌年度分を分子科学研究所長（以下「研究所長」という。）に申請するものとする。

ただし、特に理由のある場合は随時に申請できるものとする。

(研究期間)

第4 国際共同研究の研究期間は、3年を超えない期間とする。

(国際協力研究員の資格)

第5 国際協力研究員は、外国の学術研究機関等に所属する外国人研究者等で、次の要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国の学術研究機関等に1年以上勤務する者
- (2) 日本における研究開始時点で、博士の学位を有する者で特に優秀と認められる者
- (3) 大学院生

(受入期間)

第6 国際協力研究員の受入期間は、1年以内とする。

(審査及び決定)

第7 研究所長は、申請のあったものについて研究総主幹及び研究主幹等で構成する会議に諮り、これを決定する。

(受入予定数)

第8 国際協力研究員の受入予定数は、研究所の各年度の事業計画予算の範囲内とする。

(旅費の負担)

第9 研究所は、国際共同研究に必要な旅費を以下のとおり支給する。

(1) 国際協力研究員には、旅費を支給する。

国際協力研究員の招へいに要する旅費については、大学共同利用機関法人自然科学研究機構役職員旅費規程(平成16年自機規程第43号)に定めるところによる。

(2) 受入担当職員は、国際共同研究の遂行上必要と認めた場合、国際協力研究員を短期間国内外に出張させることができるものとする。

(3) 研究教育職員又は年俸制職員(特任教員)の派遣に要する旅費については、大学共同利用機関法人自然科学研究機構役職員旅費規程(平成16年自機規程第43号)に定めるところにより支給する。

(研究成果)

第10 国際協力研究員が行った研究の結果、発明等を行った場合の特許等の取扱いについては、国際協力研究員からの同意を得て、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職務発明規程(平成16年自機規程第12号)及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構知的財産ポリシー(平成16年機構決定)を準用する。

(成果の公表等)

第11 国際協力研究員は、国際共同研究を通じて得た研究成果を学術発表として公表する場合には、受入担当職員と事前に協議し、その同意を得るものとする。

2 国際協力研究員は、研究の過程で知得した研究所の秘密情報及び研究所が守秘義務を負っている第三者の秘密情報を外部に漏らしてはならない。

(成果有体物等の取扱い)

第12 国際共同研究の成果としての有体物(以下「成果有体物」という。)の取扱いについては、大学共同利用機関法人自然科学研究機構成果有体物取扱規程(平成16年自機規程第23号)を準用するものとする。

2 本要項で「成果有体物」とは、大学共同利用機関法人自然科学研究機構成果有体物取扱規程(平成16年自機規程第23号)第2条第1項第1号及び第2号に規定するものをいう。

3 国際協力研究員は、研究所長の許可がない限り、研究所から成果有体物を持ち出してはならないものとする。

4 国際協力研究員が研究所に成果有体物を持ち込む場合には、その所属する外国の学術研究機関等の承認を得た上で、研究所長に事前に届け出るものとする。

(損害賠償等)

第13 研究所長は、国際協力研究員が研究所の施設及び設備等をその責に帰すべき事由により滅失又はき損したときは、当該国際協力研究員に弁償を請求することができる。

附 則

この要項は、平成16年4月5日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年2月28日から施行し、平成25年2月15日から適用する。